

公立大学法人奈良県立医科大学コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画

令和4年3月3日

統括管理責任者決定

公立大学法人奈良県立医科大学では、「公立大学法人奈良県立医科大学における公的研究費の取扱いに関する規程」第5条第2項に基づき、コンプライアンス教育及び啓発活動の具体的な計画を以下のとおり策定し、実施するものとする。

【コンプライアンス教育】

実施対象	公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員
実施目的	自身が取り扱う公的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させること
回数・時期	公的研究費の適正使用にかかる研修会(年度当初) 研究不正防止研修会(1月ごろ)
実施方法	対面又はオンラインでの研修・説明会、e-ラーニングによる学習等

【啓発活動】

実施対象	全ての構成員
実施目的	不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ること
回数・時期	少なくとも四半期に1回程度 (繰り返し頻繁に実施することで意識付けを図る)
実施方法	既存の会議等での啓発資料の配付、学内 Web サイト・メール等による情報共有、ポスターの掲示、意識調査の実施等

・不正使用防止計画やルールを理解し、不正を起こさせない組織風土を形成するために、コンプライアンス教育と啓発活動は、相互に補完する形で実施する。

・コンプライアンス教育は、不正防止対策の理解の促進を目的として実施し、受講状況及び理解度を把握することが求められる。また、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のある内容を設定し、定期的に見直しを行う。

・啓発活動の内容は、不正防止計画や内部監査の結果、実際に発生した不正事案(他機関の事案も含む)及び不正発生要因等に関する検討と認識の共有を図ることとし、実施の効果を適宜確認し、実効性・効率性の観点から必要な見直しを行う。